



お元気ですか!
志村 たかよし です

第934号 2019年4月14日

日本共産党中央区議団

中央区 築地 1-1-1
電話 3546-5563
FAX 3546-9570

いま税金の使い道が問われています

市街地再開発事業に 4年間で390億円 の補助金

税金の使い道は

「中央区のまちづくり（市街地再開発事業の闇）」を連載していますが、このほど、16年度から19年度までの予算ベースで、超高層ビルを建てる「市街地再開発事業」への補助金（税金）が、390億円に上ることが明らかになりました。

市街地再開発事業補助金

【16年度】	補助金	124億円	一般会計に占める割合	13%
【17年度】	補助金	134億円	一般会計に占める割合	14%
【18年度】	補助金	39億円	一般会計に占める割合	4.3%
【19年度】	補助金	93億円	一般会計に占める割合	9%

「ビルより人に」

19年度の区の一般会計予算は1000億円を超え、基金（貯金）は633億円もあります。

にもかかわらず、区立保育園を作らなかつたり、国保料を引き上げたり、弱者への「差し押さえ」を強化したりと、区民に冷たい区政です。

税金の使い道はビルより人に！
「大規模再開発」を優先する

区の基金(貯金)は633億円

18年度末の基金予定額は、633億円です。

基金には「教育施設整備基金」など使用目的が決められたものと、区の裁量で自由に使える「財政調整基金」とがあります（下表）。財政調整基金は233億円もあります。

税金を基金にため込むばかりでなく、福祉や区民サービス充実のために活用すべきです。

基金の内訳（18年度末）

基金総額	633億円
・財政調整基金	233億円
・教育施設整備	248億円
・施設整備基金	105億円
・減債基金	3億円
以上が「主要4基金」と言われるもので、他に「まちづくり支援基金」など6種類あります。	



(全体)

清澄通り上空から

月島三丁目北地区市街地再開発事業の59階（199m）マンション計画

区政から「暮らし・福祉」を優先する区政への転換が求められています。

子どもたちが健やかに学べる環境づくり

「就学援助制度」の積極的な活用を

中央区では、経済的な理由によって学校に行くのが困難と認められる児童・生徒に対して、「就学援助費」の支給を行っています。

これは学校教育法に基づくもので、生活保護法に基づく教育扶助費とは異なります。

特別支援学級等に通うお子さんについても、保護者の経済的負担を軽減するために、特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく「就学奨励費」の支給を行っています。

援助される費用

援助される費用は、「学用品費」「通学用品費」「新入学児童生徒学用品費」「学校給食費」「遠足費」「部活動費」などです。

生活保護を受けている方は、「学用品費」「通学用品費」

「新入学児童生徒学用品費」「学校給食費」は、生活保護費として支給されます。

対象となる方

区内に住み、国公立小中学校に在学している児童生徒の保護者のうち、次のいずれかに該当する方

(1) 現在、生活保護を受けている方

(2) 現在、生活保護を受けていないが、次のいずれかに該当する方

ア、生活保護が停止または廃止された方

イ、区民税が非課税または減免された方

ウ、個人事業税が減免された方

エ、国民年金の掛金が減免された方

オ、国民健康保険の保険料が減免または徴収が猶予された方

た方

カ、児童扶養手当を受給された方（児童手当ではありません。）
（せんのので、ご注意ください。）

キ、寡婦（夫）控除のみなし適用に該当する方

ク、世帯の総所得が基準額未満の方

*基準額は、世帯人員や世帯構成等により異なります。

申請方法

★中央区立の小中学校に在学されている方

毎年4月上旬に学校から申請書が渡されます。必要事項を記入のうえ学務課学事係へ郵送してください。

★中央区立以外の国公立小中学校に在学されている方

学務課学事係で申請書をお渡しします。

必要事項を記入のうえ学務

課学事係へ郵送してください。

年度途中でも申請受付

災害や家族の病気等により著しく所得が減少したなど家庭の状況が変わった場合は、年度の途中でも申請は受け付けています。

ただし、支給は申請月からになります。

支給時期

- 第1回7月下旬
- 第2回12月下旬
- 第3回3月下旬

問い合わせ先

学務課学事係

3546-5512

「お元気ですか」

バックナンバーの

QRコードです

